開発行為等に関する協定締結基準　新旧対照表

改正後

別紙１

条例第３章２節関係

開発行為等に係る協議の基準根拠条例	関係規則等	開発行為等に関する協定締結基準	理由
条例第３４条（公園等）	施行規則第１６条	別添１	
条例第３５条（上水道及び下水道）		別添２	
条例第３６条（消防水利施設）		別添３	
条例第３７条（雨水流出抑制対策）	施行規則第１７条	別添４	
条例第３７条の２（建築物	施行規則第１８条	別添４	

改正前

条例第３章２節関係

開発行為等に係る協議の基準根拠条例	関係規則等	開発行為等に関する協定締結基準	理由
条例第３４条（公園等）	施行規則第１６条	別添１	
条例第３５条（下水道）		別添２	
条例第３６条（消防水利施設）		別添３	
条例第３７条（雨水流出抑制対策）	施行規則第１７条	別添４	
条例第３７条の２（建築物	施行規則第１７条	別添４	

の面積の最低限度等)			
条例第３８条（ごみ集積所)	施行規則第１９条	別添５	
規則第３９条（駐車場)	施行規則第２０条	設定できません	②
条例第４０条（交通安全施設)		別添６	
条例第４１条（自然環境への配慮等)	施行規則第２１条	別添７	
条例第４２条（緑化)	施行規則第２２条	別添８	
条例第４３条（電波障害対策)	和光市まちづくり条例に基づく電波障害対策要綱	設定できません	①
条例第４４条（防災備蓄倉庫)	施行規則第２３条	別添９	
条例第４５条（集会施設)	施行規則第２４条	別添１０	

の面積の最低限度等)			
条例第３８条（ごみ集積所)	施行規則第１８条	別添５	
規則第３９条（駐車場)	施行規則第１９条	設定できません	②
条例第４０条（交通安全施設)		別添６	
条例第４１条（自然環境への配慮等)	施行規則第２０条	別添７	
条例第４２条（緑化)	施行規則第２１条	別添８	
条例第４３条（電波障害対策)	和光市まちづくり条例に基づく電波障害対策要綱	設定できません	①
条例第４４条（防災備蓄倉庫)	施行規則第２２条	別添９	
条例第４５条（集会施設)	施行規則第２３条	別添１０	

条例第４６条（広報掲示板）	施行規則第２５条	別添１１	
条例第４７条（教育施設）		設定できません	②
条例第４８条（現場管理等）		別添１２	

条例第４６条（広報掲示板）	施行規則第２４条	別添１１	
条例第４７条（教育施設）		設定できません	②
条例第４８条（現場管理等）		別添１２	

開発行為等に関する協定締結基準　新旧対照表

改正後	改正前
別添２ 条例第３５条関係　　上水道及び下水道の整備に関する基準 １　上水道の計画 ⑴　基本的事項 　計画・設計・施工にあたっては、水道法、水道法施行令、水道法施行規則、給水装置の構造及び材質の基準に関する省令、和光市水道事業給水条例、和光市水道事業給水条例施行規程、和光市直結給水システム設計施工基準、和光市水道直結式スプリンクラー設置基準、「空気調和・衛生工学便覧４　給排水衛生設備編」（空気調和・衛生工学会発行）に定めがあるもののほか、本基準等によること。 ⑵　計画使用水量 ア　計画使用水量については、原則として別表（業態別及び用途別使用水量算定基準表）に基づき算定すること。その他の基準に基づいて算定する場合は、根拠資料を元に和光市水道事業と協議を行い、承認を得ること。 イ　１日当たりの計画使用水量が２０立方メートル以上となる	別添２ 条例第３５条関係　下水道の整備に関する基準

場合は、多量給水申込書を提出し、審査を受けること。 ２　上水道の基準 ⑴　給水管 ア　道路に布設する給水管の土被りは、１．２メートル以上とする。ただし、１．２メートル以上の土被りが確保できない場合は、和光市水道事業と協議を行うこと。 イ　宅地内に布設する給水管の土被りは、０．３メートル以上とする。 ウ　道路に布設する給水管の種類は、原則としてＧＸ型ダクタイル鋳鉄管とする。ただし、口径がφ７５ミリメートル以上φ１００ミリメートル以下の給水管に限り、水道用ポリエチレン管とすることができる。なお、口径がφ５０ミリメートル以下の給水管の種類については、水道用耐衝撃性硬質塩化ビニール管とする エ　道路内の既設給配水管及び新設給水管から分岐する給水管の口径は、φ２５ミリメートル以上とすること。ただし、道路内の既設給配水管及び新設給水管の口径がφ４０ミリメートル以下の場合は、和光市水道事業と協議を行い、口径を決定すること。 オ　道路内の既設給配水管及び新設給水管の取付口からメーターまでの給水管の種類は、原則として、水道用耐衝撃性硬質塩化ビニール管とすること。	

カ　第一止水栓の種類は、φ４０ミリメートル以下はボール型止水栓とし、φ５０ミリメートル以上は水道用ソフトシール仕切弁（右開き）とすること。 キ　開発行為等に伴い、既存公道及び帰属・寄付採納予定の新設開発道路に布設したφ１００ミリメートル以上の給水管については、和光市水道事業に寄付採納することができるものとする。ただし、開発区域周辺の上水道の管網状況により、和光市水道事業管理者が認める場合に限り、φ７５ミリメートルの給水管について、和光市水道事業に寄付採納することができるものとする。 ク　道路に布設するφ７５ミリメートル以上の給水管については、排泥弁（ＦＣＤ弁）を設けること。 ケ　排泥管の接続箇所となる道路側溝の蓋については、容易に維持管理ができるよう、グレーチング蓋とすること。 コ　道路に布設するφ７５ミリメートル以上の給水管については、原則として、停滞空気を防止するための空気弁を設置すること。空気弁の設置位置については、和光市水道事業と協議を行い決定すること。 ⑵　量水器 ア　各戸に設置する水道メーターの口径については、原則としてφ２０ミリメートル以上とすること。ただし、建築物の用途や規模、水栓数等に応じて和光市水道事業管理者が認める場合	

は、この限りではない。 イ　第一止水栓及び水道メーターの設置位置については、道路境界線から給水管の延長で２メートル以内とすること。 ウ　各戸に設置する水道メーターは、計量しやすい場所に設置すること。また、設置場所は常に清潔に保ち、計量その他の作業に支障となる物件の堆積及び工作物の設置を行わないこと。 エ　駐車場等に水道メーターを設置する場合は、車両等の駐車により計量に支障が生じない位置に設置すること。 オ　止水栓ボックス及び水道メーターボックスについては、設置場所に車両の進入が想定される場合は、耐荷重の構造とすること。 ⑶　受水槽 ア　受水槽は、原則として地上式とすること。やむを得ず地下式とする場合は、受水槽の底面を排水層等の満水面より高くし、他の水と混和しないようにすること。 イ　受水槽の有効容量は、１日の使用水量を１０時間として、４時間以上の容量を確保すること。 ウ　受水槽への給水については、落とし込みによる吐水口とし、吐水口と越流面までの吐水空間を最低５０ミリメートル以上確保すること。 エ　吐水口の設置位置については、地上から１５０センチメートル以上の高さに設置すること。	

オ　越流管及び水抜管を設置すること。また、排水方法については間接排水とし、排水空間を確保すること。 ⑷　その他 ア　１つの建築敷地につき、１つの給水引き込みを原則とする。 イ　給水管の分岐を行う道路の地盤と、宅地の計画地盤の高低差が２メートル以上となる場合は、予定建築物の階数に下表の地盤の高低差に応じた階数を加算して、給水の計画を行うこと。（別表１参照） ウ　直結直圧方式で給水可能な建築物は、３階以下とする。 エ　直結増圧方式で給水可能な建築物は、１０階以下とし、かつ戸数については５０戸以下、また、１日の最大使用水量は５０立法メートル以下のものとする。 オ　２階建てまでの建築物に直結直圧方式で給水を行う場合、分岐可能な配水管・給水管口径は、引き込み管径の２ランク以上の口径とする。 カ　３階建てまでの建築物に直結直圧方式で給水を行う場合、及び直結増圧方式で給水を行う場合の分岐可能な配水管・給水管口径は、引き込み管径の２ランク以上の口径とし、かつ、φ７５ミリメートル以上の口径とする。 キ　直結増圧方式で給水を行う場合は、増圧給水装置の故障や停電時の対応として、１階屋外部分において応急給水用の直結直圧方式の共用栓を設けること。	

ク　３階建ての建築物に直結直圧方式で給水を行う場合は、給水の安全性を確保するため、水道メーター下流側に逆流防止弁を設けること。 ケ　水道メーターをパイプスペース等に設置する場合は、計量その他の作業に支障とならない配置とすること。また、１つのパイプスペース又はメーターボックスに複数の水道メーターの設置する場合は、和光市水道事業と協議を行い、承認を得ること。 コ　水道メーターを設置したパイプスペースの鍵は、開閉が容易に行えるものとし、開閉の際に必要となる鍵について、和光市水道事業に提供すること。 サ　玄関扉がオートロック式の場合は、オートロックの開錠番号を和光市水道事業に提供すること。 シ　各戸に設置する水道メーターの口径については、予定建築物が一戸建の住宅の場合は、原則としてφ２０ミリメートル以上とすること。ただし、予定建築物が集合住宅等の場合で、部屋の間取りがワンルームタイプ（１Ｋ）以下の場合に限り、φ１３ミリメートルの口径とすることができるものとする。 ス　１日の計画使用水量が２０立方メートルを超える場合や、一時に多量の水を使用する場合、また、既設水道メーターを利用する場合や、一戸建ての２世帯住宅を計画する場合等については、和光市水道事業と協議を行い、水道メーターの口径を決定すること。	

<table>
<tr>
<td>セ　３階以上の建築物（地盤の高低差により３階相当の高さとなる建築物を含む〔別表１参照〕）に直結直圧及び直結増圧方式で給水を行う場合には、和光市直結給水システム設計施工基準に基づき、直結給水システム事前協議書を提出し、承認を受けること。

別表１
<table><tr><td>地盤の高低差</td><td>加算する階数</td></tr><tr><td>２メートル以上３メートル以内</td><td>＋１階</td></tr><tr><td>３メートル超６メートル以内</td><td>＋２階</td></tr><tr><td>６メートル超９メートル以内</td><td>＋３階</td></tr><tr><td>９メートル超１２メートル以内</td><td>＋４階</td></tr></table>※上記の表の地盤の高低差が１２メートルを超える場合は、地盤の高低差が３メートル増加するごとに、加算する階数が１階ずつ増加するものとする。

３　下水道の計画

５　排水設備の基準</td>
<td>１　下水道の計画

３　排水設備の基準
⑴　公共汚水ます及び取付管
ア～カ　略

⑵　その他
ア～ウ　略</td>
</tr>
</table>

⑴　公共汚水ます及び取付管 ア～ウ　略 エ　公共汚水ますは、ドロップ桝としないこと。 オ　略 カ　略 キ　略 ⑵　その他 ア　宅地内の排水管は露出させずに、土被りを２０センチメートル以上とすること。 イ　略 ウ　略 エ　略	

開発行為等に関する協定締結基準　新旧対照表

改正後	改正前
別添３ 条例第３６条関係　　消防水利の設置に関する基準 １　消防水利施設等を設置する場合の基準は、次のとおりとする。 ⑴　消防水利施設 埼玉県南西部消防局開発行為等に係る消防施設の設置に関する指導要綱により設置するものとする。 ⑵　消防水利施設以外の消防施設等 埼玉県南西部消防局開発行為等に係る消防施設の設置に関する指導基準により設置するよう努めるものとする。	別添３ 条例第３６条関係　消防水利施設の設置に関する基準 １　消防水利施設等を設置する場合の基準は、次のとおりとする。 ⑴　消防水利施設 朝霞地区一部事務組合埼玉県南西部消防本部消防長が定める消防水利施設の設置に関する基準により設置するものとする。 ⑵　消防水利施設以外の消防施設等 朝霞地区一部事務組合埼玉県南西部消防本部消防長が定める消防施設等の設置に関する基準により設置するよう努めるものとする。

開発行為等に関する協定締結基準　新旧対照表

改正後	改正前
別添５ 条例第３８条関係　　ごみ集積所の整備に関する基準 １　略 ２　略 ３　「ごみの集積所の設置面積（有効面積をいう。）」及び（施行規則第１８条第１号関係）「ごみの集積所の構造」とは（施行規則第１８条３号関係） 　原則として、ごみの収集作業に支障がないよう、別紙の構造図を参照すること。 ４　「道路面以外を高さ１メートル以上のブロック等」とは（施行規則第１８条第３号ウ及びオ関係） 　ごみ集積所の囲いは、ブロック以外（建物の壁面やごみ収集庫等（※容易に撤去できない工作物に限る））でも可とする。ごみ収集庫等を設置する場合は地先境界ブロック等を設置しごみ集積所の有効面積が分かるよう明示すること。	別添５ 条例第３８条関係　ごみ集積所の整備に関する基準 １　略 ２　略

ごみの収集作業に支障がない構造

【条例施行規則第19条第1号及び第3号ア～イ】

■平面図

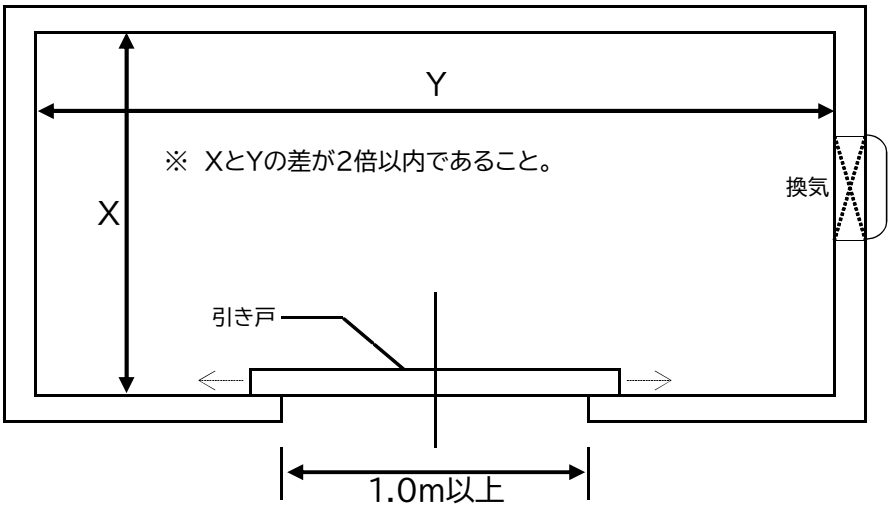

■立面図

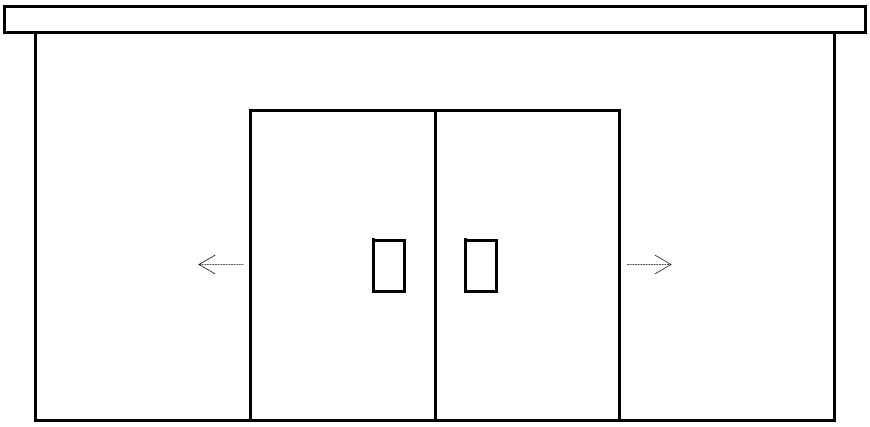

■断面図

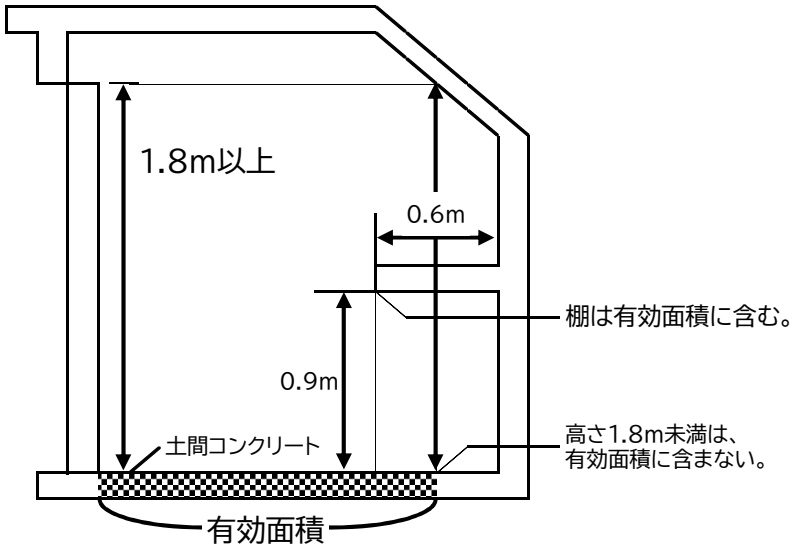

ごみの収集作業に支障がない構造

【条例施行規則第19条第2号及び第3号ア及びウ～オ】

■平面図

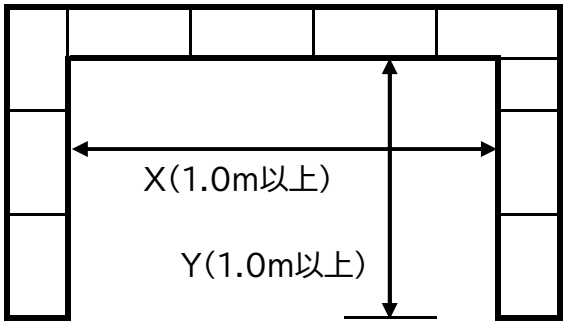

※ XとYの差が2倍以内であること。

■立面図

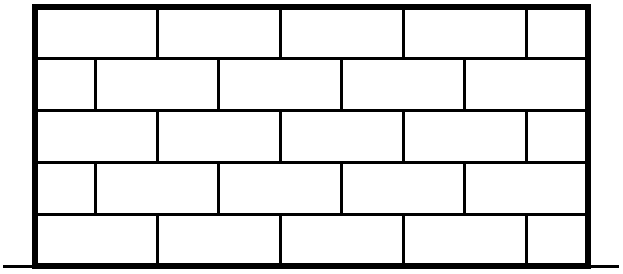

■断面図

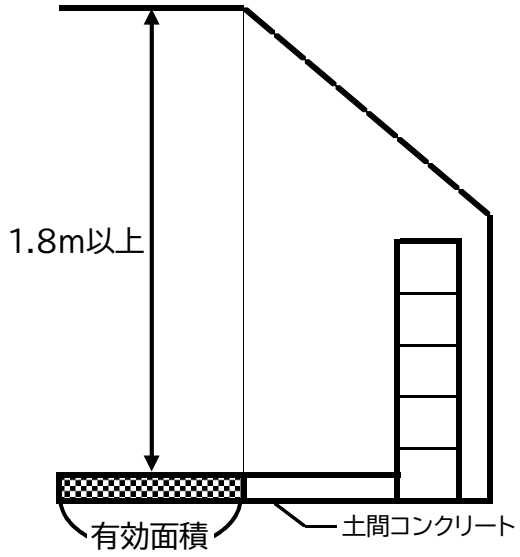

※高さ1.8m未満は有効面積に含まない。

改正後	改正前
別添９ 条例第４４条関係防災備蓄倉庫の設置に関する基準 １　面積の基準 　条例施行規則第２２条第１項で規定する面積は、区画する壁等で囲まれた内法面積で算出する。 ２　天井の高さの基準 　原則として２．１メートル以上とする。ただし、必要備蓄容積を確保できる場合には、１．８メートル以上とすることができる。 ３「利用者の利便性に配慮した場所」とは　（施行規則第２２条第３号関係） 　防災備蓄倉庫は、1階部分の一個所に設置し、災害時に倉庫内の備蓄品が速やかに取り出せるよう、すべての居住者がその倉庫の位置を把握でき、備蓄品の搬出入が容易にできる場所とする。 ４　防災備蓄倉庫の表示 　略	別添９ 条例第４４条関係防災備蓄倉庫の設置に関する基準 １　「利用者の利便性に配慮した場所」とは（施行規則第２２条第３号関係） 災害時に倉庫内の備蓄品が速やかに取り出せるよう、すべての居住者がその倉庫の位置を把握でき、備蓄品の搬出入が容易にできる場所とする。 ２　防災備蓄倉庫の表示 すべての居住者が普段から防災倉庫の存在と位置が分かるように、防災備蓄倉庫の表示をすること。